

札幌市家賃債務保証料補助金交付要綱

令和2年（2020年）3月31日

都市局長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者で、収入が一定基準以下の者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居するに当たり、家賃債務保証料の一部を補助することにより、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進し、住生活の安定向上に寄与するため、家賃債務保証料補助金の交付について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅確保要配慮者 法第2条第1項に規定する者をいう。
- （2） 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 国要綱第3第9号に規定するものをいう。
- （3） 家賃債務保証業者等 法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者及び法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- （4） 家賃債務保証料 住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸借契約の締結に当たり、家賃債務を担保するために家賃債務保証を行う者と家賃債務保証契約を締結する際に最初に支払う保証料をいう。

（補助金交付対象）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家賃債務保証業者等でなければならない。

2 補助金の交付の対象となる費用は、家賃債務保証料とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 入居者の所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が15万8千円を超えないもの。
- （2） 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- （3） 家賃債務保証料の額が適正な水準であること。

(4) 家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。

(5) 市内の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で、管理開始（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録した日）から10年以内のものであること。

3 前項第1号の入居者の所得の算定は、原則として前年の所得により行うものとする。ただし、同居親族等の増加等により、所得が15万8千円以下となる場合には、この限りでない。

（補助額）

第4条 補助額は、前条第2項に規定する費用で、1戸当たり6万円を限度とする。

2 前項に規定する補助額に、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、家賃債務保証契約締結後、速やかに、札幌市家賃債務保証料補助金交付申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居後の同一世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類
- (4) 家賃債務保証委託契約書の写し
- (5) 口座振込申出書（様式2）又は通帳等の写し（金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所）
- (6) その他申請内容の確認に必要な書類

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、札幌市家賃債務保証料補助金交付決定及び額確定通知書（様式3）により、補助金を交付しないことを決定したときは、札幌市家賃債務保証料補助金不交付決定通知書（様式4）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付決定及び額確定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受ける

権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに家賃債務保証委託契約を解除したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が、補助金を交付することが適正でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消を行うときは、札幌市家賃債務保証料補助金交付決定取消通知書(様式5)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、札幌市家賃債務保証料補助金返還命令書(様式6)により、申請者に返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象に係る契約書、帳簿類等の書類を備え、かつ、補助事業の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 申請者は、この要綱による補助金の交付を受けるために得る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(業務の委託)

第13条 市長は、この要綱に基づく事業の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。